

お客様各位

特化則改定に伴うホルムアルデヒド測定義務化と
ホルムアルデヒドセンサーについて

(株) ウィングターフの携帯型ホルムアルデヒドセンサー (BHS-01 : 0~1.00ppm) は、公定法 (JIS KO303 : DNPH-HPLC) と同じ分析原理に基づいた初めての簡易携帯型センサーであり、公定法と同等の精度とガス選択性 (アセトアルデヒドを含む他ガスの干渉を全く受けません) を唯一実現させた上、測定時間 3 分を実現させています。今回、BHS-01 をベースに、1~5.00ppm (1 分間測定) の高濃度測定レンジを追加した新モデル BHS-01 HF をリリースしました。0.1ppm (特化則管理濃度)、0.08ppm (一般環境基準値) の最速 3 分 (公定法及び他機種では 30 分) での測定機能はそのまま、管理対策用に高濃度測定機能を追加しました。

平成 20 年 3 月 1 日施行 (1 年間の猶予期間有)、特定化学物質障害予防規則 (以下、特化則) の改正 (第 3 類から第 2 類 : 「ヒト発がん性が確認された物質」に変更) により、ホルムアルデヒドが第 3 類から第 2 類に変更されました。

特化則の対象となる作業とホルマリン含有率は、

- ① ホルムアルデヒドを製造、または取り扱う作業全般
 - ② 重量の 1% を超えて含有する製剤その他の物
- と規定されています。

対象となる作業及び作業所には、登録と以下の措置が義務付けられます。

(* 今までは、努力目標であり、管理されていない。)

- (1) 発散抑制措置
- (2) 漏えいの防止措置
- (3) 作業主任者の選任
- (4) 作業環境測定の実施
- (5) 健康診断の実施

(4) 作業環境測定の実施については、作業環境測定士による測定 (6 ヶ月毎) と評価が義務付けられ、測定分析方法については、高速液体クロマトグラフ分析方法 (JIS KO303 : DNPH-HPLC) またはこれと同等以上の性能を有する分析方法によらねばならないことと定められました。また、前記にかかわらず、空気中のホルムアルデヒドの濃度測定は、検知管方式による測定機器を用いる方法によることもできるとされているが、ホルムアルデヒド以外のものが測定値に影響を及ぼすおそれのあるときを除くとの条件も付けられており、実質、様々な物質が干渉・反応してしまう検知管方式での特化則への測定管理は難しく適用できないと思われます。

公定法である高速液体クロマトグラフ分析方法（JIS KO303 : DNPH-HPLC）によるサンプリング方法では、測定時間が 30 分以上必要とされます。左記の厚生労働省の認定した検知管を含むシックハウス対応用簡易測定器の各機種（*弊社製品を除く）も他ガスの干渉もあり、測定時間は 30 分です。膨大な測定サンプル箇所と回数を必要とされる各現場での労働環境の測定・管理では、この測定時間が大きな障害になると思われます。

2008 年 7 月 吉日